

# 令和 5 年度掛川市地域防災計画新旧対照表

地震対策編	P 1 - 7
津波対策編	P 8 - 12
一般対策編	P 13 - 21
原子力対策編	P 22 - 33

令和 6 年 3 月

掛川市防災会議

頁	旧	新	備考
地震 P 48	<p><b>地震対策編</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 平常時対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 地震災害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt; 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものである。 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。 市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「<b>掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014</b>」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な地震対策をすすめる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>地震対策編</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 平常時対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 地震災害予防対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt; 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものである。 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。 市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な地震対策をすすめる。</p> <p>(略)</p>	<p>「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」の終了に伴い、78項目全てを包括する「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」(110項目)に移行する。 なお、これによる地震・津波対策等減災交付金への影響はない。</p>
地震 P 56	<p><b>第10 要配慮者の支援(危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光交流課、こども希望課、学校教育課、教育政策課)</b></p> <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</p> <p>(1) 避難行動要支援者における避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成する。</p> <p>(2) 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、掛川警察署、民生委員、<b>(追加)</b>社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等に携わる関係者)に対し、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、名簿情報を提供する。 ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>(4) 上記により名簿情報の提供を受けた者、その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を</p>	<p><b>第10 要配慮者の支援(危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光交流課、こども希望課、学校教育課、教育政策課)</b></p> <p>(略)</p> <p>3 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</p> <p>(1) 避難行動要支援者における避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成する。</p> <p>(2) 市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、掛川警察署、民生委員、<b>NPO</b>、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等に携わる関係者)に対し、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、名簿情報を提供する。 ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>(4) 上記により名簿情報の提供を受けた者、その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を</p>	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月)や「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」(令和4年6月)を踏まえた修正(防災基本計画抜粋) ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<b>NPO</b>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの</p>

頁	旧	新	備考
地震 P57	<p>講ずるよう求めること、その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<b>(追加)</b> 県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><b>(追加)</b></p>	<p>講ずるよう求めること、その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<b>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</b> 県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p><b>(8) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。</b></p> <p><b>(9) 県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</b></p> <p>(略)</p>	<p>見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<b>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</b> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>○市町村は、<b>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</b></p> <p>○都道府県は、<b>市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</b></p>
地震 P58	<p>(略)</p> <p>1 1 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 <b>(追加)</b> するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>1 1 要配慮者利用施設における避難確保措置等 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成 <b>し、訓練を実施</b> するものとする。</p>	<p>水防法等の改定により、地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び計画に基づく <b>訓練実施が義務付け</b> になったため。(水防法第15条)</p>

頁	旧	新	備考
<p>地震 P108</p> <p>地震 P109</p>	<p><b>第5章 災害応急対策</b> (略) 第5節 広域応援要請 (略) 第2 自衛隊の支援 (略) (2) 災害派遣要請の内容 ア 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 イ 避難の援助 避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助 ウ 遭難者等の捜索救助 エ 水防活動 土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動 オ 消防活動 利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力する消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用） カ 道路又は水路の啓開 道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去 キ 応急医療、救護及び防疫 被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用） ク 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ <b>炊飯及び給水</b>支援 被災者に対する<b>炊飯及び給水</b> (略)</p>	<p><b>第5章 災害応急対策</b> (略) 第5節 広域応援要請 (略) 第2 自衛隊の支援 (略) (2) 災害派遣要請の内容 ア 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 イ 避難の援助 避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助 ウ 遭難者等の捜索救助 エ 水防活動 土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動 オ 消防活動 利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力する消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用） カ 道路又は水路の啓開 道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去 キ 応急医療、救護及び防疫 被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用） ク 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、<b>医師</b>その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 ケ <b>給食、給水及び入浴</b>支援 被災者に対する<b>給食、給水及び入浴支援</b> (略)</p>	<p>防衛省業務計画（令和4年3月17日）に伴う修正</p>
<p>地震 P125</p>	<p><b>第7節 避難活動</b> (略) 第1 避難対策 (略) 10 広域避難・広域一時滞在 被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞中に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努める。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 <b>富士山の噴火に係る広域避難については、「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、市は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難</b></p>	<p><b>第7節 避難活動</b> (略) 第1 避難対策 (略) 10 広域避難・広域一時滞在 被災市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞中に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努める。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 <b>(削除)</b> 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、</p>	<p>富士山火山避難基本計画改定に伴う記載の見直し</p>

頁	旧	新	備考
<p>地震 P154</p>	<p><b>や受入方法を定めるよう努めるものとする。</b></p> <p>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国、運送業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 地域への救援活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第8 災害廃棄物(物資・衛生班)</b></p> <p>(略)</p> <p>2 掛川市</p> <p>(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置</p> <p>市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>(略)</p>	<p>他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国、運送業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 地域への救援活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第8 災害廃棄物(物資・衛生班)</b></p> <p>(略)</p> <p>2 掛川市</p> <p>(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置</p> <p>市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p><b>市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</b></p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>

頁	旧	新	備考
地震 P156	<p><b>第9 防疫活動（物資・衛生班）</b> (略)</p> <p>2 市民及び自主防災組織 飲食物の衛生に十分注意して<b>感染症及び食中毒</b>の発生を防止する。</p> <p>3 関係団体 飲食物に起因する<b>感染症及び食中毒</b>の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>	<p><b>第9 防疫活動（物資・衛生班）</b> (略)</p> <p>2 市民及び自主防災組織 飲食物の衛生に十分注意して<b>食中毒及び関連する感染症</b>の発生を防止する。</p> <p>3 関係団体 飲食物に起因する<b>食中毒及び関連する感染症</b>の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>	<p>○157 などによる腸管出血性大腸菌感染症を例に取れば、食物から（子どもに）感染した場合には「食中毒」、その後、（子ども）から（両親）に広がった場合には「感染症」となる。</p>
地震 P157	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>そのため、「<b>飲食物に起因する感染症及び食中毒</b>」という表現は、<b>広義では間違いないが、狭義では適切とは言えないため、順番を逆にして「食中毒及び関連する感染症」に修正する。</b></p>
地震 P163	<p><b>第12 ボランティア活動への支援（福祉班）</b></p> <p>1 基本方針 応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p> <p>2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第12 ボランティア活動への支援（福祉班）</b></p> <p>1 基本方針 応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p> <p>2 行政・NPO・ボランティア等の三者連携 市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、<b>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また</b>、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～を踏まえた修正（防災基本計画抜粋） ○地方公共団体は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<b>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</b>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p>

頁	旧	新	備考																		
地震 P169	<p><b>第12節 被災者の生活再建等への支援</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 実施事項</p> <p>1 市又は県が実施する事項</p> <p>(1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん</p> <p>(2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p> <p>2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項</p> <table border="1" data-bbox="222 588 1320 819"> <tr> <td data-bbox="222 588 400 661">り災者に対する生活相談</td> <td data-bbox="400 588 549 661">実施機関</td> <td data-bbox="549 588 1320 661">市（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 661 549 735">相談種目</td> <td data-bbox="549 661 1320 735">生活、資金、法律、健康、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="400 735 549 819">協力機関</td> <td data-bbox="549 735 1320 819">県、社会福祉協議会（県、市）、<b>(追加)</b>法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談		協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、 <b>(追加)</b> 法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	<p><b>第12節 被災者の生活再建等への支援</b></p> <p>(略)</p> <p>第2 実施事項</p> <p>1 市又は県が実施する事項</p> <p>(1) り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん</p> <p>(2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</p> <p>2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項</p> <table border="1" data-bbox="1350 588 2448 861"> <tr> <td data-bbox="1350 588 1528 661">り災者に対する生活相談</td> <td data-bbox="1528 588 1676 661">実施機関</td> <td data-bbox="1676 588 2448 661">市（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1528 661 1676 735">相談種目</td> <td data-bbox="1676 661 2448 735">生活、資金、法律、健康、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1528 735 1676 861">協力機関</td> <td data-bbox="1676 735 2448 861">県、社会福祉協議会（県、市）、<b>静岡県災害対策士業連絡会、</b>法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）		相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談		協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、 <b>静岡県災害対策士業連絡会、</b> 法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関	<p>最近の災害による教訓を踏まえた修正</p>
り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）																			
	相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談																			
	協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、 <b>(追加)</b> 法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関																			
り災者に対する生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）																			
	相談種目	生活、資金、法律、健康、身上等の相談																			
	協力機関	県、社会福祉協議会（県、市）、 <b>静岡県災害対策士業連絡会、</b> 法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関																			
地震 P197	<p><b>第6章 復旧・復興対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>(略)</p> <p>第3 被災者の経済的再建支援</p> <p>1 基本方針</p> <p><b>被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。</b></p> <p>2 掛川市</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。<b>(追加)</b></p> <p>ア 死亡者数</p> <p>イ 負傷者数</p> <p>ウ 全壊・半壊住宅数等</p> <p>エ 被災者台帳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、生年月日、性別</li> <li>・住所又は居所</li> <li>・住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況</li> </ul>	<p><b>第6章 復旧・復興対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 被災者の生活再建支援</b></p> <p>(略)</p> <p>第3 被災者の経済的再建支援</p> <p>1 基本方針</p> <p><b>県は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度の運用について市を支援する。</b></p> <p>2 掛川市</p> <p>(1) 被災状況の把握</p> <p>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。<b>また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</b></p> <p><b>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</b></p> <p><b>県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。</b></p> <p><b>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努める。</b></p>	<p>県による表現の適正化</p> <p>「災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会」を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、<b>災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</b></p>																		

令和5年度 掛川市地域防災計画修正 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援護の実施の状況</li> <li>・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</li> </ul> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 死亡者数</li> <li>イ 負傷者数</li> <li>ウ 全壊・半壊住宅数等</li> <li>エ 被災者台帳                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名、生年月日、性別</li> <li>・ 住所又は居所</li> <li>・ 住家の被害その他市(削除)長が定める種類の被害の状況</li> <li>・ 援護の実施の状況</li> <li>・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<b>災害ケースマネジメントの実施等</b>により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、<b>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする</b></p>



頁	旧	新	備考
津波 P36	<p><b>津波対策編</b></p> <p><b>第2章 平常時対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 津波災害予防対策の推進</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した津波を想定し、津波対策の検討において100～150年に一度の頻度で発生するL1（レベル1）、1000年に一度の頻度で発生するL2（レベル2）の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</p> <p>1 レベル1</p> <p>最大クラスの津波に比べて発生頻度（100年に一度発生する）が高く大きな被害をもたらす津波に対する海岸保全施設等の整備</p> <p>2 レベル2</p> <p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス(1000年に一度の頻度で発生する)の津波に対する住民避難を軸とした総合的な対なお、本計画は、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成するが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。</p> <p>市は、これらの対策の推進に当たっては、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「<b>掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014</b>」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせで対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な津波対策を進める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>津波対策編</b></p> <p><b>第2章 平常時対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 津波災害予防対策の推進</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した津波を想定し、津波対策の検討において100～150年に一度の頻度で発生するL1（レベル1）、1000年に一度の頻度で発生するL2（レベル2）の二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。</p> <p>1 レベル1</p> <p>最大クラスの津波に比べて発生頻度（100年に一度発生する）が高く大きな被害をもたらす津波に対する海岸保全施設等の整備</p> <p>2 レベル2</p> <p>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス(1000年に一度の頻度で発生する)の津波に対する住民避難を軸とした総合的な対なお、本計画は、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成するが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。</p> <p>市は、これらの対策の推進に当たっては、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせで対策を充実・強化する。その際、市民の参画を進め、国、県と連携し効率的、効果的な津波対策を進める。</p> <p>(略)</p>	<p>「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」の終了に伴い、78項目全てを包括する「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」（110項目）に移行する。</p> <p>なお、これによる地震・津波対策等減災交付金への影響はない。</p>
津波 P39	<p><b>第2 津波に強いまちづくり</b></p> <p>1 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</p> <p>(1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害計画区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、<b>できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画整備や民間施設の活用による確保</b>、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>(3) 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る<b>ため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努める</b>ものとする。</p> <p>(4) 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第2 津波に強いまちづくり</b></p> <p>1 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置</p> <p>(1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害計画区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>(2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画<b>の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら</b>、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>(3) 地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の<b>作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど</b>、計画相互の有機的な連携を図る<b>（削除）</b>ものとする。</p> <p>(4) 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>静岡県地域防災計画による表現の適正化</p>

頁	旧	新	備考
津波 P41	<p>(5) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>(6) 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>(7) 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 津波避難施設等の整備</b></p> <p>1 <b>掛川市地震・津波対策アクションプログラム 2014</b> による津波避難施設等の整備</p> <p>市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「<b>掛川市地震・津波対策アクションプログラム 2014</b>」に基づき下記の施設整備等を実施する。</p> <p>(1) 津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理する。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>(6) 行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>(7) 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 津波避難施設等の整備</b></p> <p>1 <b>掛川市国土強靱化地域計画</b>による津波避難施設等の整備</p> <p>市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」に基づき下記の施設整備等を実施する。</p> <p>(1) 津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理する。</p> <p>(略)</p>	<p>「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」の終了に伴い、78項目全てを包括する「<b>掛川市国土強靱化地域計画</b>」(110項目)に移行する。</p> <p>なお、これによる地震・津波対策等減災交付金への影響はない。</p>
津波 P54	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第2節 情報活動</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画の内容&gt;</p> <p><b>第1 情報等の種類</b></p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>(1) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(2) 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>(3) 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p> <p><b>第2節 情報活動</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;計画の内容&gt;</p> <p><b>第1 情報等の種類</b></p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>(1) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(2) 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>(3) 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	

頁	旧					新					備考		
津波 P55	ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					静岡県地域防災計画による表現の適正化		
	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ 数値での発表 巨大地震の場合の発表		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想区分	発表される津波の高さ 数値での発表 巨大地震の場合の発表		津波警報等を見聞きした場合に取るべき行動	
	大津波警報(特別警報)	予想される津波の高さが3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報(特別警報)	予想される津波の高さが3mを超える場合	10m<高さ 5m<高さ≤10m 3m<高さ≤5m	10m超 10m 5m		巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い			
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	(削除) 海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		
津波 P59	注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。					注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。							
	第2 注意報、津波警報及び大津波警報等の受理、伝達、周知					第2 注意報、津波警報及び大津波警報等の受理、伝達、周知							
1 津波情報等の伝達系統図					1 津波情報等の伝達系統図								
津波情報等の伝達系統は次による。					津波情報等の伝達系統は次による。								

頁	旧	新	備考
	<p>気象庁 静岡県 静岡地方気象台 総務省 NTT docomo au SoftBank</p> <p>静岡河川事務所 NHK放送センター NTT東日・又はNTT西日 消防庁 関東管区警察局 第三管区海上保安部 県危機対策課</p> <p>NHK静岡放送局 NTT西日・静岡支店 掛川市 掛川警察署 下田海上保安部 清水海上保安部 関係船 関係船 県の機関</p> <p>住 民</p> <p>◎Jアラート ◎緊・速報メール(エリアメール)</p> <p>◎防災情報提供システム ▽オンライン(アデス経由) ○専用電話 □県防災行政無線 △加入電話・FAX ◇市町村防砂行政無線</p> <p>—— 法令(気象業務法等)による通知系統 —— 地域防災計画、行政協定による通知系統 ■ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関(警報のみ伝達確認を行う機関)</p> <p>注) 特別警報が発・われた際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>気象庁 静岡県 静岡地方気象台 総務省 携帯電話事業者</p> <p>静岡河川事務所 NHK放送センター NTT東日・又はNTT西日 消防庁 関東管区警察局 第三管区海上保安部 県危機対策課</p> <p>NHK静岡放送局 NTT西日・静岡支店 掛川市 掛川警察署 下田海上保安部 清水海上保安部 関係船 関係船 県の機関</p> <p>住 民</p> <p>◎Jアラート ◎緊急速報メール(エリアメール)</p> <p>◎防災情報提供システム ▽オンライン(アデス経由) ○専用電話 □県防災行政無線 △加入電話・FAX ◇市町村防砂行政無線</p> <p>—— 法令(気象業務法等)による通知系統 —— 地域防災計画、行政協定による通知系統 ■ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関(警報のみ伝達確認を行う機関)</p> <p>注) 特別警報が発・われた際に、県から市への通知、及び市から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>気象庁防災情報提供システム送達経路見直しに伴う変更</p>

頁	旧	新	備考																																																						
津波 P60	(追加)	<p>沿岸市町一覧表 (令和6年3月5日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1347 218 2445 751"> <tr> <td data-bbox="1347 218 1448 491">地域局</td> <td colspan="6" data-bbox="1762 344 1970 371">沿岸・市町一覧表</td> <td data-bbox="2267 323 2338 392">沿岸市町</td> <td data-bbox="2356 218 2445 491">津波避難計画策定済みの市町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 491 1448 541">賀茂</td> <td data-bbox="1466 491 1567 541">下田市</td> <td data-bbox="1584 491 1685 541">東伊豆町</td> <td data-bbox="1715 491 1816 541">河津町</td> <td data-bbox="1846 491 1947 541">南伊豆町</td> <td data-bbox="1976 491 2077 541">松崎町</td> <td data-bbox="2119 491 2220 541">西伊豆町</td> <td data-bbox="2326 491 2356 541">6</td> <td data-bbox="2415 491 2445 541">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 541 1448 592">東部</td> <td data-bbox="1466 541 1567 592">沼津市</td> <td data-bbox="1584 541 1685 592">熱海市</td> <td data-bbox="1715 541 1816 592">伊東市</td> <td data-bbox="1846 541 1947 592">富士市</td> <td data-bbox="1976 541 2077 592">◎伊豆市</td> <td></td> <td data-bbox="2326 541 2356 592">5</td> <td data-bbox="2415 541 2445 592">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 592 1448 642">中部</td> <td data-bbox="1466 592 1567 642">静岡市</td> <td data-bbox="1584 592 1685 642">焼津市</td> <td data-bbox="1715 592 1816 642">牧之原市</td> <td data-bbox="1846 592 1947 642">吉田町</td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="2326 592 2356 642">4</td> <td data-bbox="2415 592 2445 642">4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 642 1448 693">西部</td> <td data-bbox="1466 642 1567 693">浜松市</td> <td data-bbox="1584 642 1685 693">磐田市</td> <td data-bbox="1715 642 1816 693">掛川市</td> <td data-bbox="1846 642 1947 693">袋井市</td> <td data-bbox="1976 642 2077 693">湖西市</td> <td data-bbox="2119 642 2220 693">御前崎市</td> <td data-bbox="2326 642 2356 693">6</td> <td data-bbox="2415 642 2445 693">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 693 1448 743">計</td> <td colspan="6"></td> <td data-bbox="2326 693 2356 743">21</td> <td data-bbox="2415 693 2445 743">21</td> </tr> </table> <p data-bbox="1347 751 2445 856">(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。                  2 □の市町は津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定があった市町                  3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定があった市町</p>	地域局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町	賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6	東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5	中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4	西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6	計							21	21	時点更新 令和6年3月5日 静岡県公示第154号 静岡県公報第498号
地域局	沿岸・市町一覧表						沿岸市町	津波避難計画策定済みの市町																																																	
賀茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	6	6																																																	
東部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5																																																	
中部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4																																																	
西部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6																																																	
計							21	21																																																	

頁	旧	新	備考
一般 P18	<b>一般対策編</b>  <b>第2章 災害予防対策</b> (略) <b>第2節 河川の災害予防計画&lt;計画の内容&gt;</b> (略) <b>第1 河川の治水対策</b> 1 一級、二級河川の整備促進 一級、二級河川の早期改修を働きかけ、安全なまちづくり・地域づくりのための整備を促進するとともに、管理道の整備も要請する。  2 準用・普通河川の整備 市が管理する河川の改修を推進し、水害に対して安心できる地域づくりを推進していく。  3 雨水貯留池などの設置 総合治水対策として、保水・遊水機能の確保のため、雨水貯留事業の検討を進める。  <b>4 (追加)</b> (略)	<b>一般対策編</b>  <b>第2章 災害予防対策</b> (略) <b>第2節 河川の災害予防計画&lt;計画の内容&gt;</b> (略) <b>第1 河川の治水対策</b> 1 一級、二級河川の整備促進 一級、二級河川の早期改修を働きかけ、安全なまちづくり・地域づくりのための整備を促進するとともに、管理道の整備も要請する。  2 準用・普通河川の整備 市が管理する河川の改修を推進し、水害に対して安心できる地域づくりを推進していく。  3 雨水貯留池などの設置 総合治水対策として、保水・遊水機能の確保のため、雨水貯留事業の検討を進める。  <b>4 水位計などの設置</b> 水位計などにより河川管理者や市民が河川の状況を把握しやすくすることにより、浸水による被害の未然防止に努める。 (略)	維持管理課による修正
一般 P22	<b>第4節 道路、橋梁の災害防除計画</b> (略) <計画の内容> <b>第1 道路施設等の整備</b> 1 都市計画道路などの整備 緊急輸送路と連携を持った道路網の整備を促進するとともに、緊急避難路の役割を担う南北方向の都市内交通ネットワーク等の形成を図る。  2 広域幹線道路の整備 隣接市町と連携し、災害に強い広域的な道路整備を進める。  3 市道の整備 住民の安全や、地域内輸送向上のため、計画的な市道整備を進める。  4 市内分断やアクセス路の安全性向上のための橋梁・トンネルの整備	<b>第4節 道路、橋梁の災害防除計画</b> (略) <計画の内容> <b>第1 道路施設等の整備</b> 1 都市計画道路などの整備 緊急輸送路と連携を持った道路網の整備を促進するとともに、緊急避難路の役割を担う南北方向の都市内交通ネットワーク等の形成を図る。  2 広域幹線道路の整備 隣接市町と連携し、災害に強い広域的な道路整備を進める。  3 市道の整備 住民の安全や、地域内輸送向上のため、計画的な市道整備を進める。  4 市内分断やアクセス路の安全性向上のための橋梁・トンネルの整備	

頁	旧	新	備考
一般 P35	<p>定期的な点検を行い、計画的な修繕に努めると共に、災害発生のおそれのある箇所については補強対策等を実施する。</p> <p>5 パトロールの実施 安全、快適な道路環境を維持するとともに、定期的にパトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努める。</p> <p>6 人員、資機材等の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p><b>7 (追加)</b></p> <p><b>第10節 盛土災害防除計画</b></p> <p>県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検<b>(追加)</b>を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<b>(追加)</b>各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。 (略)</p>	<p>定期的な点検を行い、計画的な修繕に努めると共に、災害発生のおそれのある箇所については補強対策等を実施する。</p> <p>5 パトロールの実施 安全、快適な道路環境を維持するとともに、定期的にパトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努める。</p> <p>6 人員、資機材等の確保 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p> <p><b>7 道路冠水箇所の対策</b> <b>冠水観測システムを整備し、通行車両等の道路利用者に道路の冠水状況を周知するとともに、道路管理者は通行規制等の安全対策を実施するタイミングの参考にすることで、災害の未然防止に努める。</b></p> <p><b>第10節 盛土災害防除計画</b></p> <p>県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検<b>等</b>を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>県及び市町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<b>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</b>各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。 (略)</p>	<p>維持管理課による修正</p> <p>「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行（令和5年5月）を踏まえた修正</p>
一般 P36	<p><b>第11節 通信施設等整備計画</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制や輻輳といった事態が予想されることから、市、県及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐災化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散<b>を図り</b>、通信施設等の整備を図る。</p>	<p><b>第11節 通信施設等整備計画</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制や輻輳といった事態が予想されることから、市、県及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐災化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散、通信施設等の整備を図<b>り、併せて、定期的な訓練を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図</b></p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、<b>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による</b></p>

頁	旧	新	備考
一般 P38	<p>(略)</p> <p><b>第2 通信施設整備計画</b></p> <p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p> <p>特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める <b>(追加)</b>。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 要配慮者への<b>配慮</b></p> <p>市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発<b>に努める</b>。</p> <p>(略)</p> <p><b>第28 節 ボランティア団体の組織化の推進及び啓発計画</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>市は、市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>&lt;計画の内容&gt;</p> <p><b>第1 ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティア活動の環境整備</p> <p>市は、<b>(追加)</b>日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体<b>(追加)</b>との連携を図り、<b>(追加)</b>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整</p>	<p><b>る。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 通信施設整備計画</b></p> <p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p> <p>特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める<b>とともに、Web会議システムによる災害時における意思疎通や情報共有を推進する。</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 要配慮者への<b>情報伝達体制の整備</b></p> <p>市は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障がい者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障がい者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及啓発、<b>体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第28 節 ボランティア団体の組織化の推進及び啓発計画</b></p> <p>&lt;計画作成の主旨&gt;</p> <p>市は、市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、発災時に備え、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、その連絡会等を通じて防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害対策活動の促進を図る。</p> <p>&lt;計画の内容&gt;</p> <p><b>第1 ボランティア活動の支援</b></p> <p>1 ボランティア活動の環境整備</p> <p>市は、<b>ボランティアの自主性を尊重しつつ、</b>日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体<b>等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、</b>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整</p>	<p><b>防災対策の</b>推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の<b>推進等を図る</b>ものとする。</p> <p>県や市の取組を記載 自主防災会へのタブレット配付</p> <p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行(令和4年5月)を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省〕及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、<b>体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</b></p> <p>「災害VCの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」(令和3年9月)を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、<b>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</b></p> <p>○都道府県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、都</p>
一般 P65	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



頁	旧	新	備考
	<p>を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p>	<p>を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</p>	<p>道府県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、都道府県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（都道府県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>
一般 P67	<p><b>第29節 住民の避難体制</b> (略)</p> <p><b>第2 避難地・避難路の安全性の向上</b> <b>(追加)</b>市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。 (略)</p>	<p><b>第29節 住民の避難体制</b> (略)</p> <p><b>第2 避難地・避難路の安全性の向上</b> <b>市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、</b>市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。 (略)</p>	<p>防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正</p>
一般 P68	<p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<b>(追加)</b> 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、<b>良好な生活環境確保のためには</b>トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。<b>また</b>、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、県及び市町は、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に</p>	<p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<b>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、</b>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、<b>削除</b>トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。<b>加えて</b>、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、県及び市町は、<b>削除</b>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p>「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について」（令和4年1月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○市町村は、指定避難所において<b>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める</b>とともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>

頁	旧	新	備考
一般 P69	<p>努めるものとする。 (略)</p> <p><b>第4 避難地、避難所等の施設管理</b> (1) 市 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 また、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <b>(追加)</b> (略)</p>	<p>る。 さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。 (略)</p> <p><b>第4 避難地、避難所等の施設管理</b> (1) 市 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 また、<b>削除</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 <b>なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</b> (略)</p>	<p>「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会」を踏まえた修正（防災基本計画抜粋） <b>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良い生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</b></p>
一般 P70	<p><b>第5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</b> (略) 市は、県に対して<b>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等</b>の被災に備えて、平常時から、関係機関の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう求めるものとする。 <b>(追加)</b> (略)</p>	<p><b>第5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</b> (略) 市は、県に対して<b>新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等</b>の被災に備えて、平常時から、関係機関の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう求めるものとする。 <b>※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。</b> (略)</p>	<p>令和4年12月の感染症法改正により、新型インフルエンザ等感染症の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等への支援について、都道府県と市町村の情報共有を進めることが法律上明記されているため修正 ※令和5年5月7日までは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19に限る。)は、<b>感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」であったが、5月8日に5類感染症に移行したため、修正後の表記の中には、新型コロナウイルスの療養者等は含まれない。</b></p>
一般 P71	<p><b>第30節 救助・救急活動に関する計画</b> ＜計画作成の主旨＞ 災害による被災者等に対する救出活動が迅速に実施する体制について定める。  ＜計画の内容＞ <b>第1 救助・救急活動</b> 救助・救急活動は、地震対策編 第2章 第4節 第9「被災者の救出活動対策」の定めに基づき、次の活動を実施する。</p>	<p><b>第30節 救助・救急活動に関する計画</b> ＜計画作成の主旨＞ 災害による被災者等に対する救出活動が迅速に実施する体制について定める。  ＜計画の内容＞ <b>第1 救助・救急活動</b> 救助・救急活動は、地震対策編 第2章 第4節 第9「被災者の救出活動対策」の定めに基づき、次の活動を実施する。</p>	

頁	旧	新	備考
<p>一般 P77</p>	<p>1 救助隊の整備 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>2 救助・救急関係機関の連携 県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p><b>第37節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>注)※1の例として水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>県及び市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><b>(追加)</b></p>	<p>1 救助隊の整備 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。</p> <p>2 救助・救急関係機関の連携 県、市町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p><b>3 保健医療福祉調整本部の整備</b> 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。</p> <p><b>4 保健医療福祉調整本部の総合調整</b> 県及び市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>第37節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>注)※1の例として水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>県及び市は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><b>県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</b></p> <p><b>市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。</b></p>	<p>「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○都道府県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正（令和4年11月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、<b>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</b></p> <p>内閣府の作成する「防災基本計画」における「復興事前準備」の推進や、「地震津波アクションプログラム2023」に市町における<b>「事前都市復興計画」策定推進の位置づけ</b>を受けて、この方針に基づき新規で位置づけた。</p>

頁	旧	新	備考								
一般 P88	<p><b>第3章 災害応急対策</b> (略)</p> <p><b>第5節 避難救出計画</b> (略)</p> <p>(1) 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b> (略)</p> <p><b>第5節 避難救出計画</b> (略)</p> <p>(1) 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>									
	<table border="1"> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </table>	警戒レベル		行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	<table border="1"> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
	警戒レベル	行動を住民等に促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動						
	警戒レベル	行動を住民等に促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動						
	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)</td> <td></td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> </table>	警戒レベル1		早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)</td> <td></td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> </table>	警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。								
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1(気象庁が発表)		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。								
<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報(追加)(気象庁が発表)</td> <td>氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</td> <td>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> </table>	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報(追加)(気象庁が発表)	氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)(気象庁が発表)</td> <td>氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)</td> <td>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> </table>	警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)(気象庁が発表)	氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。		
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報(追加)(気象庁が発表)	氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。								
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)(気象庁が発表)	氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。								
<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難(市長が発令)</td> <td>氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2</td> <td>【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> </table>	警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難(市長が発令)</td> <td>氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2</td> <td>【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> </table>	警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。		
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。								
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) 大雨警報(土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	【危険な場所から高齢者等避難】 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き 避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。								
<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示(市長が発令)</td> <td>氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険) 高潮特別警報※3 高潮警報※3</td> <td>【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。</td> </tr> </table>	警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険) 高潮特別警報※3 高潮警報※3	【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。	<table border="1"> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示(市長が発令)</td> <td>氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(削除)危険 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(削除)危険 高潮特別警報※3 高潮警報※3</td> <td>【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。</td> </tr> </table>	警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(削除)危険 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(削除)危険 高潮特別警報※3 高潮警報※3	【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。		
警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(非常に危険) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(非常に危険) 高潮特別警報※3 高潮警報※3	【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。								
警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(削除)危険 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(削除)危険 高潮特別警報※3 高潮警報※3	【危険な場所から全員避難】 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。  避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。								

頁	旧			新			備考		
	警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害)) ※4 (大雨特別警報(土砂災害)) ※4 <b>(追加)</b> 高潮氾濫発生情報※ 5	【命の危険 直ちに安全確保】 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本 行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。	警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	氾濫発生情報 (大雨特別警報(浸水害)) ※4 (大雨特別警報(土砂災害)) ※4 <b>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫)</b> <b>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)</b> <b>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)</b> 高潮氾濫発生情報※ 5	【命の危険 直ちに安全確保】 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本 行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。	
一般 P94	<p><b>第6節 避難所運営計画</b> (略)</p> <p><b>第4 避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>(略)</p>			<p><b>第6節 避難所運営計画</b> (略)</p> <p><b>第4 避難所の開設・運営等</b> (略)</p> <p>(2) 避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、<b>避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</b></p> <p>(略)</p>			<p>「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会」を踏まえた修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<b>避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</b></p>		

頁	旧	新	備考
<p>一般 P97</p>	<p><b>第8 広域避難・広域一時滞在</b> 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</b></p> <p>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p><b>第8 広域避難・広域一時滞在</b> 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。</p>	<p>富士山火山避難基本計画改定に伴う記載の見直し</p>

頁	旧	新	備考																
原子力 P 3	<p><b>原子力対策編</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</b></p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、掛川市地域防災計画(地震対策編第1章第2節)に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 掛川市・市の関連機関</p> <table border="1" data-bbox="222 991 1308 1442"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛川市</td> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="222 1554 1308 1843"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三管区海上保安本部(清水海上保安部)</td> <td>(1) 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	掛川市	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力	機関の名称	事務又は業務の大綱	第三管区海上保安本部(清水海上保安部)	(1) 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保	<p><b>原子力対策編</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針</b></p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、掛川市地域防災計画(地震対策編第1章第2節)に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 掛川市・市の関連機関</p> <table border="1" data-bbox="1350 991 2436 1442"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛川市</td> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1350 1554 2436 1843"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三管区海上保安本部(清水海上保安部)</td> <td>(1) 海上における(削除)緊急時モニタリング(削除)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	掛川市	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力	機関の名称	事務又は業務の大綱	第三管区海上保安本部(清水海上保安部)	(1) 海上における(削除)緊急時モニタリング(削除)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保	<p>最新の改正日に更新</p> <p>地震対策編構成の見直し</p> <p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
掛川市	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
第三管区海上保安本部(清水海上保安部)	(1) 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
掛川市	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び訓練の実施 (2) 通信連絡設備等の整備 (3) 防災対策資機材の整備 (4) 防災対策資料の整備 (5) 避難所等の整備 (6) 災害状況の把握及び伝達 (7) 市災害対策本部の設置 (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣 (9) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)に対する協力																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
第三管区海上保安本部(清水海上保安部)	(1) 海上における(削除)緊急時モニタリング(削除)の支援 (2) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 (3) 海上における救助・救急活動 (4) 緊急輸送に関すること (5) 海上における治安の確保																		
原子力 P 9	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>読替え反映</p>																

頁	旧	新	備考				
原子力 P10	5 指定公共機関及び指定地方機関	5 指定公共機関及び指定地方機関	原子力災害対策指針の記載と整合  原子力災害対策指針に基づく派遣チームを組織していないため、原子力災害対策マニュアルの「緊急被ばく医療支援チーム」に修正				
	機関の名称	事務又は業務の大綱		機関の名称	事務又は業務の大綱		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	西日本電信電話株式会社 静岡支店	(1) 通信の確保 (2) 公衆電気通信の特別 <b>取り扱い</b>		西日本電信電話株式会社 静岡支店	(1) 通信の確保 (2) 公衆電気通信の特別 <b>取り扱い</b>		
原子力 P15	(略)	(略)	国防研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(略)	(略)	国防研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	(1) 緊急時モニタリングの支援 (2) 専門家の派遣 (3) <b>原子力災害</b> 医療派遣チームの派遣
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	第2章 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策		第2章 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策		
	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備		第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	第5節 情報の収集・連絡体制等の整備		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 社会環境に関する資料	(2) 社会環境に関する資料	(2) 社会環境に関する資料	(2) 社会環境に関する資料				
ア 種々の縮尺の周辺地図	ア 種々の縮尺の周辺地図	ア 種々の縮尺の周辺地図	ア 種々の縮尺の周辺地図				
イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）	イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）	イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）	イ 周辺地域の人口、世帯数に関する資料（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）				
ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）	ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）	ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）	ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）				
エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）	エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）	エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）	エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）				
オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障がい者援護施設、診療所、病院等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）	オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障がい者援護施設、診療所、病院等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）	オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障がい者援護施設、診療所、病院等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）	オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、老人福祉施設、障がい者援護施設、診療所、病院等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等の情報を含む。）				
カ <b>緊急被ばく</b> 医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、受入れ能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）	カ <b>原子力災害</b> 医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、受入れ能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）	カ <b>原子力災害</b> 医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、受入れ能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）	カ <b>原子力災害</b> 医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する位置、受入れ能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）				
キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料	キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料	キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料	キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料				
(略)	(略)	(略)	(略)				
			防災基本計画と整合				



頁	旧	新	備考
原子力 P18	<p><b>第6節 緊急事態応急体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</b></p> <p>1 市原子力災害事前警戒体制の準備体制 市は、情報収集事態の発生を認知した場合、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。 また、施設敷地緊急事態発生に備えて、事前警戒体制について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 市原子力災害事前警戒体制 市は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、市長を本部長とする事前警戒体制を迅速・的確に設置運営するため、事前警戒体制の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 オフサイトセンターにおける<b>立ち上げ</b>準備体制 市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける<b>立ち上げ</b>準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 緊急事態応急体制の整備</b> (略)</p> <p><b>第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</b></p> <p>1 市原子力災害事前警戒体制の準備体制 市は、情報収集事態の発生を認知した場合、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。 また、施設敷地緊急事態発生に備えて、事前警戒体制について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 市原子力災害事前警戒体制 市は、原子力事業者から特定事象（原災法第10条事象）発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、市長を本部長とする事前警戒体制を迅速・的確に設置運営するため、事前警戒体制の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 オフサイトセンターにおける<b>立上げ</b>準備体制 市は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける<b>立上げ</b>準備を行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>県による表現の適正化</p>
原子力 P20	<p><b>第9 原子力災害医療派遣チーム<b>(追加)</b>派遣要請体制</b> 市は、緊急時の医療体制の充実を図るため、県に対し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム<b>(追加)</b>の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。 (略)</p>	<p><b>第9 原子力災害医療派遣チーム<b>等</b>派遣要請体制</b> 市は、緊急時の医療体制の充実を図るため、県に対し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム<b>等派遣</b>の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画と整合</p>

頁	旧	新	備考
<p>原子力 P24</p>	<p><b>第7節 避難収容活動体制の整備</b> (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<b>(追加)</b>衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<b>炊き出し</b>用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第11節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じ具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 市は、国及び県と連携し、地震や津波等と複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、その体制及び同時通報用無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>3 市は、国及び県と連携し、市民等からの<b>問い合わせ</b>に対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に<b>かんがみ</b>、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>第7節 避難収容活動体制の整備</b> (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<b>ガス設備</b>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<b>炊出し</b>用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第11節 市民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について、災害対応のフェーズや場所等に応じ具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 市は、国及び県と連携し、地震や津波等と複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、その体制及び同時通報用無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>3 市は、国及び県と連携し、市民等からの<b>問合せ</b>に対応する市民相談窓口の設置等について、その方法、体制等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>4 市は、原子力災害の特殊性に<b>鑑み</b>、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対しても、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画と整合</p> <p>県による表現の適正化</p>
<p>原子力 P30</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>県による表現の適正化</p>

頁	旧	新	備考
原子力 P33	<p><b>第12節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合には退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた<b>改訂</b>等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第15節 防災訓練等の実施</b></p> <p><b>第1 訓練計画の策定</b></p> <p>1 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に策定するものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置運営訓練                      (2) オフサイトセンターへの参集、<b>立ち上げ</b>、運営訓練                      (3) 緊急時通信連絡訓練                      (4) 緊急時モニタリング訓練                      (5) 原子力災害医療訓練                      (6) 周辺住民等に対する情報伝達訓練                      (7) 周辺住民等避難訓練                      (8) 人命救助活動訓練</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</b></p> <p>市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにする。</p> <p>また、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<b>改正</b>に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p>	<p><b>第12節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合には退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた<b>改定</b>等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第15節 防災訓練等の実施</b></p> <p><b>第1 訓練計画の策定</b></p> <p>1 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に策定するものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部等の設置運営訓練                      (2) オフサイトセンターへの参集、<b>立上げ</b>、運営訓練                      (3) 緊急時通信連絡訓練                      (4) 緊急時モニタリング訓練                      (5) 原子力災害医療訓練                      (6) 周辺住民等に対する情報伝達訓練                      (7) 周辺住民等避難訓練                      (8) 人命救助活動訓練</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 実践的な訓練の実施と事後評価</b></p> <p>市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにする。</p> <p>また、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<b>改定</b>に活用するなど、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p>	<p>修正</p> <p>県による表現の適正化</p> <p>県による表現の適正化</p>

頁	旧	新	備考
原子力 P36	<p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> (略)</p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>3 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合 (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	<p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> (略)</p> <p><b>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b></p> <p>3 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合 (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	
原子力 P37	<p>(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<b>発生の確認と</b>原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。 また、内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>(3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(4) 原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p>	<p>(2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<b>(削除)</b>原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。 また、内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>(3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(4) 原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</p>	防災基本計画と整合
原子力 P53	<p><b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b> (略) <b>(追加)</b></p>	<p><b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b> (略) <b>第6 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</b> 県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p>	防災基本計画と整合

頁	旧	新	備考
	<p><b>第6 要配慮者への配慮</b></p> <p>1 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所及び福祉避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先入居、高齢者、障がいのある人向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。また、入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p><b>第7 学校等施設における避難措置</b></p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を家族等へ引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>第8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b></p> <p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p><b>第9 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置</b></p> <p>県は、市長等が設定した警戒区域もしくは避難の指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地災害対策本部、関係機関等と連携した措置をとるものとする。</p>	<p><b>第7 要配慮者への配慮</b></p> <p>1 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所及び福祉避難所等での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、建設型応急住宅への優先入居、高齢者、障がいのある人向け建設型応急住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。 入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。また、入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p><b>第8 学校等施設における避難措置</b></p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を家族等へ引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</b></p> <p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。</p> <p><b>第10 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置</b></p> <p>県は、市長等が設定した警戒区域もしくは避難の指示等した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地災害対策本部、関係機関等と連携した措置をとるものとする。</p>	<p>号ずれ</p>

頁	旧	新	備考								
原子力 P54	<table border="1" data-bbox="276 222 1299 499"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入制限及び交通規制</td> <td>(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第10 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>1 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</p> <p>また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>3 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p>	措置内容	関係機関	立入制限及び交通規制	(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者	<table border="1" data-bbox="1403 222 2427 499"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入制限及び交通規制</td> <td>(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第11 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>1 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</p> <p>また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>3 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p>	措置内容	関係機関	立入制限及び交通規制	(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者	
措置内容	関係機関										
立入制限及び交通規制	(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者										
措置内容	関係機関										
立入制限及び交通規制	(1) 市町 (2) 消防機関 (3) 静岡県警察本部 (4) 清水海上保安部 (5) 東京空港事務所 (6) 道路管理者										
原子力 P60	<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 医療活動等</b></p> <p>市は次の県の被ばく医療活動について協力するものとする。</p> <p>1 県は、被災地の医療機関と協力し、拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>市は県の被ばく医療活動について協力するものとする。</p> <p>2 県は、国、拠点病院及び協力機関と協力し、拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>3 県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関又は国に対し、原子力災害医療派遣チームに係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p>	<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 医療活動等</b></p> <p>市は次の県の被ばく医療活動について協力するものとする。</p> <p>1 県は、被災地の医療機関と協力し、拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMAT等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>市は県の被ばく医療活動について協力するものとする。</p> <p>2 県は、国、拠点病院及び協力機関と協力し、拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>3 県は、必要に応じて、速やかに原子力災害医療機関又は国に対し、原子力災害医療派遣チームに係る医療チームの派遣について要請するものとする。</p>									

頁	旧	新	備考																																						
原子力 P61	<p>4 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（拠点病院、協力機関、救護所等）の確保を図るものとする。</p> <p>5 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、<b>緊急被ばく</b>医療活動実施要領に定める。</p> <p>6 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>7 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>8 別表（3-8-1）に定める医療機関が派遣する各チームは、救護所等において、医療活動を実施するものとする。</p> <p>9 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。</p>	<p>4 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（拠点病院、協力機関、救護所等）の確保を図るものとする。</p> <p>5 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、<b>原子力災害</b>医療活動実施要領に定める。</p> <p>6 県は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。</p> <p>7 近隣の診療所及び健康福祉センターは、傷病者の心理的動揺等について十分配慮しつつ、通常の一般的傷病、身体的異常及び疾病の悪化に対する処置を行う。</p> <p>8 別表（3-8-1）に定める医療機関が派遣する各チームは、救護所等において、医療活動を実施するものとする。</p> <p>9 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。</p>	原子力防災計画との整合																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子力災害医療協力機関(※1)</th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>高度被ばく支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療機能</td> <td>外来診療等</td> <td>汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供</td> <td>長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>別表(3-8-2)に定める病院</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)</td> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング線量評価(※2)</td> <td>1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価</td> <td>1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)</td> <td>1 高度専門的な個人線量評価</td> </tr> <tr> <td>除染</td> <td>ふき取り等の簡易な除染等</td> <td>シャワー設備等を利用した除染等</td> <td>原子力災害医療 協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染</td> </tr> </tbody> </table>	区分		原子力災害医療協力機関(※1)	原子力災害拠点病院	高度被ばく支援センター	診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。	医療機関名	別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)	スクリーニング線量評価(※2)	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	1 高度専門的な個人線量評価	除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療 協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子力災害医療協力機関(※1)</th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>高度被ばく支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診療機能</td> <td>外来診療等</td> <td>汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供</td> <td>長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。</td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>別表(3-8-2)に定める病院</td> <td>県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)</td> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング線量評価(※2)</td> <td>1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価</td> <td>1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)</td> <td>1 高度専門的な個人線量評価</td> </tr> <tr> <td>除染</td> <td>ふき取り等の簡易な除染等</td> <td>シャワー設備等を利用した除染等</td> <td>原子力災害医療 協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染</td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子力災害医療協力機関(※1)	原子力災害拠点病院	高度被ばく支援センター	診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。	医療機関名	別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)	スクリーニング線量評価(※2)	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	1 高度専門的な個人線量評価	除染	ふき取り等の簡易な除染等
区分	原子力災害医療協力機関(※1)	原子力災害拠点病院	高度被ばく支援センター																																						
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。																																						
医療機関名	別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)																																						
スクリーニング線量評価(※2)	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	1 高度専門的な個人線量評価																																						
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療 協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染																																						
区分	原子力災害医療協力機関(※1)	原子力災害拠点病院	高度被ばく支援センター																																						
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。																																						
医療機関名	別表(3-8-2)に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医学部附属病院 (別表 3-8-3)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構公立大学法人福島県立医科大学 (別表 3-8-4)																																						
スクリーニング線量評価(※2)	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測定による個人線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	1 高度専門的な個人線量評価																																						
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療 協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染																																						

令和5年度 掛川市地域防災計画修正 新旧対照表

頁	旧				新				備考
原子力 P62	診療	1 安定ヨウ素剤服用等 放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷(創傷、熱 傷等)の初期治療 4 内部被ばく傷病者等 に対する初期対応等	1 局所被ばく傷病者等 の診療開始 2 高線量被ばく傷病者 等の診療開始 3 合併損傷の治療診療 の開始等 4 内部被ばくに対する 診療の開始等	1 重篤な局所被ばく傷 病者等の診療 2 高線量被ばく傷病者 等の診療等 3 重症の合併損傷の 治療 4 重篤な内部被ばく傷 病者等に対する診療等	診療	1 安定ヨウ素剤服用等 放射線障害予防措置 2 救急蘇生法等 3 合併損傷(創傷、熱 傷等)の初期治療 4 内部被ばく傷病者等 に対する初期対応等	1 局所被ばく傷病者等 の診療開始 2 高線量被ばく傷病者 等の診療開始 3 合併損傷の治療診療 の開始等 4 内部被ばくに対する 診療の開始等	1 重篤な局所被ばく傷 病者等の診療 2 高線量被ばく傷病者 等の診療等 3 重症の合併損傷の 治療 4 重篤な内部被ばく傷 病者等に対する診療等	原子力災害対策指針との整合
	資機材等	被ばく傷病者等の救急 外来診療を行う医療関係 者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等	資機材等	被ばく傷病者等の救急 外来診療を行う医療関係 者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等	
	支援機能	医療機関と浜岡原子力 発電所の連携(各種サー ベイメータ、放射線管理 要員の派遣等)	1 協力機関及び拠点病 院相互への技術的支 援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救 急医療資機材の貸出等	1 他の原子力医療機関 への技術的支援、専門 家派遣 2 原子力緊急事態用救 急医療資機材の貸出等	支援機能	医療機関と浜岡原子力 発電所の連携(各種サー ベイメータ、放射線管理 要員の派遣等)	1 協力機関及び拠点病 院相互への技術的支 援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救 急医療資機材の貸出等	1 他の原子力医療機関 への技術的支援、専門 家派遣 2 原子力緊急事態用救 急医療資機材の貸出等	
	連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送 (* 3)	1 入院診療 2 診療開始→転送 (* 3)	専門医療機関間での転送	連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送 (* 3)	1 入院診療 2 診療開始→転送 (* 3)	専門医療機関間での転送	
	搬送機関	医療機関相互の転送 は、原則として医療機関 が行うが、医療機関によ る搬送が困難な場合は関 係市及び消防機関が行 う。	医療機関相互の転送 は、原則として医療機関 が行うが、医療機関によ る搬送が困難な場合は関 係市及び消防機関が行 う。	国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構及 び公立大学法人福島県立 医科大学への搬送は、 県、県警察本部及び自衛 隊のヘリコプターによ る。	搬送機関	医療機関相互の転送 は、原則として医療機関 が行うが、医療機関によ る搬送が困難な場合は関 係市及び消防機関が行 う。	医療機関相互の転送 は、原則として医療機関 が行うが、医療機関によ る搬送が困難な場合は関 係市及び消防機関が行 う。	国立研究開発法人量子 科学技術研究開発機構及 び公立大学法人福島県立 医科大学への搬送は、 県、県警察本部及び自衛 隊のヘリコプターによ る。	
※1 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。 ※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。 ※3 転送は、一般の診療所・病院、(追加)拠点病院、高度被ばく医療支援センター等へ の転送を言う。				※1 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。 ※2 スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。 ※3 転送は、一般の診療所・病院、(原子力災害)拠点病院、高度被ばく医療支援センター 等への転送を言う。					



頁	旧	新	備考																																										
原子力 P75	<p><b>巻末資料</b></p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害特別措置法10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡（略）</p> <table border="1" data-bbox="222 451 1308 724"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>静岡県警察本部 (災害対策課) 054-271-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>磐田警察署 0538-37-0110</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	(略)		菊川警察署 0537-36-0110	静岡県警察本部 (災害対策課) 054-271-0110		牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110		藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110		島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110		磐田警察署 0538-37-0110	<p><b>巻末資料</b></p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害特別措置法10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡（略）</p> <table border="1" data-bbox="1350 451 2436 724"> <thead> <tr> <th>浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th>関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>静岡県警察本部 (緊急事態対策課) 054-271-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>磐田警察署 0538-37-0110</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	(略)		菊川警察署 0537-36-0110	静岡県警察本部 (緊急事態対策課) 054-271-0110		牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110		藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110		島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110		磐田警察署 0538-37-0110															
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																												
(略)																																													
菊川警察署 0537-36-0110	静岡県警察本部 (災害対策課) 054-271-0110																																												
	牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110																																												
	藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110																																												
	島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110																																												
	磐田警察署 0538-37-0110																																												
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																												
(略)																																													
菊川警察署 0537-36-0110	静岡県警察本部 (緊急事態対策課) 054-271-0110																																												
	牧之原警察署 0548-22- → 掛川警察署 0537-22-0110																																												
	藤枝警察署 054-641-0110 焼津警察署 054-624-0110																																												
	島田警察署 0547-37-0110 袋井警察署 0548-41-0110																																												
	磐田警察署 0538-37-0110																																												
原子力 P76	<p><b>【市町、消防】</b></p> <table border="1" data-bbox="222 724 1308 1480"> <tbody> <tr><td>御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119</td><td rowspan="15">→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525</td></tr> <tr><td>牧之原市(防災課) 0548-23-0058</td></tr> <tr><td>菊川市(危機管理課) 0537-35-0923</td></tr> <tr><td>掛川市(危機管理課) 0537-21-1131</td></tr> <tr><td>吉田町(防災課) 0548-33-2164</td></tr> <tr><td>袋井市(危機管理課) 0538-86-3703</td></tr> <tr><td>焼津市(地域防災課) 054-623-2554</td></tr> <tr><td>藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119</td></tr> <tr><td>島田市(危機管理課) 0547-36-7143</td></tr> <tr><td>森町(防災課) 0538-85-6302</td></tr> <tr><td>磐田市(危機管理課) 0538-37-2114</td></tr> <tr><td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td></tr> <tr><td>静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119</td></tr> <tr><td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td></tr> <tr><td>掛川市消防本部 0537-21-6101</td></tr> <tr><td colspan="2"><b>【中部電力】</b></td></tr> <tr><td>中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211</td></tr> <tr><td>中部電力(株)東京支社 03-3501-5101</td></tr> <tr><td>中部電力(株)静岡支店 054-255-1111</td></tr> </tbody> </table>	御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525	牧之原市(防災課) 0548-23-0058	菊川市(危機管理課) 0537-35-0923	掛川市(危機管理課) 0537-21-1131	吉田町(防災課) 0548-33-2164	袋井市(危機管理課) 0538-86-3703	焼津市(地域防災課) 054-623-2554	藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119	島田市(危機管理課) 0547-36-7143	森町(防災課) 0538-85-6302	磐田市(危機管理課) 0538-37-2114	御前崎市消防本部 0537-85-2119	静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119	菊川市消防本部 0537-35-0119	掛川市消防本部 0537-21-6101	<b>【中部電力】</b>		中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211	中部電力(株)東京支社 03-3501-5101	中部電力(株)静岡支店 054-255-1111	<p><b>【市町、消防】</b></p> <table border="1" data-bbox="1350 724 2436 1480"> <tbody> <tr><td>御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119</td><td rowspan="15">→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525</td></tr> <tr><td>牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058</td></tr> <tr><td>菊川市(危機管理課) 0537-35-0923</td></tr> <tr><td>掛川市(危機管理課) 0537-21-1131</td></tr> <tr><td>吉田町(防災課) 0548-33-2164</td></tr> <tr><td>袋井市(危機管理課) 0538-86-3703</td></tr> <tr><td>焼津市(地域防災課) 054-623-2554</td></tr> <tr><td>藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119</td></tr> <tr><td>島田市(危機管理課) 0547-36-7143</td></tr> <tr><td>森町(防災課) 0538-85-6302</td></tr> <tr><td>磐田市(危機管理課) 0538-37-2114</td></tr> <tr><td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td></tr> <tr><td>静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119</td></tr> <tr><td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td></tr> <tr><td>掛川市消防本部 0537-21-6101</td></tr> <tr><td colspan="2"><b>【中部電力】</b></td></tr> <tr><td>中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211</td></tr> <tr><td>中部電力(株)東京支社 03-3501-5101</td></tr> <tr><td>中部電力(株)静岡支店 054-255-1111</td></tr> </tbody> </table>	御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525	牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058	菊川市(危機管理課) 0537-35-0923	掛川市(危機管理課) 0537-21-1131	吉田町(防災課) 0548-33-2164	袋井市(危機管理課) 0538-86-3703	焼津市(地域防災課) 054-623-2554	藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119	島田市(危機管理課) 0547-36-7143	森町(防災課) 0538-85-6302	磐田市(危機管理課) 0538-37-2114	御前崎市消防本部 0537-85-2119	静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119	菊川市消防本部 0537-35-0119	掛川市消防本部 0537-21-6101	<b>【中部電力】</b>		中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211	中部電力(株)東京支社 03-3501-5101	中部電力(株)静岡支店 054-255-1111	組織改編による修正
御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525																																												
牧之原市(防災課) 0548-23-0058																																													
菊川市(危機管理課) 0537-35-0923																																													
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131																																													
吉田町(防災課) 0548-33-2164																																													
袋井市(危機管理課) 0538-86-3703																																													
焼津市(地域防災課) 054-623-2554																																													
藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119																																													
島田市(危機管理課) 0547-36-7143																																													
森町(防災課) 0538-85-6302																																													
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114																																													
御前崎市消防本部 0537-85-2119																																													
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119																																													
菊川市消防本部 0537-35-0119																																													
掛川市消防本部 0537-21-6101																																													
<b>【中部電力】</b>																																													
中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211																																													
中部電力(株)東京支社 03-3501-5101																																													
中部電力(株)静岡支店 054-255-1111																																													
御前崎市(危機管理課) 0537-85-1119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課) 03-5253-7525																																												
牧之原市(危機管理課) 0548-23-0058																																													
菊川市(危機管理課) 0537-35-0923																																													
掛川市(危機管理課) 0537-21-1131																																													
吉田町(防災課) 0548-33-2164																																													
袋井市(危機管理課) 0538-86-3703																																													
焼津市(地域防災課) 054-623-2554																																													
藤枝市(大規模災害対策課) 054-643-3119																																													
島田市(危機管理課) 0547-36-7143																																													
森町(防災課) 0538-85-6302																																													
磐田市(危機管理課) 0538-37-2114																																													
御前崎市消防本部 0537-85-2119																																													
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119																																													
菊川市消防本部 0537-35-0119																																													
掛川市消防本部 0537-21-6101																																													
<b>【中部電力】</b>																																													
中部電力(株)本店原子力部 052-951-8211																																													
中部電力(株)東京支社 03-3501-5101																																													
中部電力(株)静岡支店 054-255-1111																																													
	※政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡	※政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡																																											

頁	旧	新	備考																																																						
原子力 P 77	別表（3-8-2） 原子力災害医療協力機関	別表（3-8-2） 原子力災害医療協力機関	名称変更																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>中東遠総合医療センター</td> <td>掛川市菖蒲ヶ池 1-1</td> <td>0537-21-5555</td> </tr> </tbody> </table>	病院名		所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555	<table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>島田市立総合医療センター</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>中東遠総合医療センター</td> <td>掛川市菖蒲ヶ池 1-1</td> <td>0537-21-5555</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	島田市立総合医療センター	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555
	病院名	所在地		電話																																																					
	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060		0537-86-8511																																																					
	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1		0548-22-1131																																																					
	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632		0537-35-2135																																																					
	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11		054-646-1111																																																					
	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000		054-623-3111																																																					
	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5		0547-35-2111																																																					
	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3		0538-38-5000																																																					
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555																																																							
病院名	所在地	電話																																																							
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																							
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																							
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																							
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																							
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																							
島田市立総合医療センター	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																							
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000																																																							
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555																																																							

頁	旧	新	備考
<p>地震 P108</p>	<p>新型コロナウイルス感染症について（10カ所）</p> <p>地震対策編（2ヶ所）</p> <p>第5章 災害応急対策 （略）</p> <p>第5節 広域応援要請 （略）</p> <p>5 応援要員の受入れ体制 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。 市、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症について（10カ所）</p> <p>地震対策編（2ヶ所）</p> <p>第5章 災害応急対策 （略）</p> <p>第5節 広域応援要請 （略）</p> <p>5 応援要員の受入れ体制 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。 市、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<b>削除</b>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行したことに伴う修正</p>
<p>地震 P229</p>	<p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 （略）</p> <p>第7節 避難活動 （略）</p> <p>5 避難所の環境維持 （略）</p> <p>（5）<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施。</p>	<p>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 （略）</p> <p>第7節 避難活動 （略）</p> <p>5 避難所の環境維持 （略）</p> <p>（5）<b>削除</b>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施。</p>	

頁	旧	新	備考
<p>一般 P67</p>	<p>一般対策編（7ヶ所）</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>（略）</p> <p>第29節 住民の避難体制</p> <p>（略）</p> <p>第3 避難所の指定、整備</p> <p>市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>（1）避難所の指定</p> <p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>新型コロナウイルスを含む</b>感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>一般対策編（7ヶ所）</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>（略）</p> <p>第29節 住民の避難体制</p> <p>（略）</p> <p>第3 避難所の指定、整備</p> <p>市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>（1）避難所の指定</p> <p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<b>削除</b>感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	
<p>一般 P68</p>	<p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、県及び市町は、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要</p>	<p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、県及び市<b>削除</b>は、<b>削除</b>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<b>削除</b>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮</p>	

頁	旧	新	備考
<p>一般 P69</p>	<p>配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。 (略)</p> <p><b>第4 避難地、避難所等の施設管理</b> (1) 市 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 また、<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (略)</p> <p><b>第5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</b> 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急 安全確保」を行うべきについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 県及び市町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「家庭の避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。 市は、県に対して<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、関係機関の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう求めるものとする。 (略)</p>	<p>するものとする。 (略)</p> <p><b>第4 避難地、避難所等の施設管理</b> (1) 市 市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。 また、<b>削除</b>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 (略)</p> <p><b>第5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</b> 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、県及び市町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急 安全確保」を行うべきについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 県及び市町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「家庭の避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。 市は、県に対して<b>削除</b>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、関係機関の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう求めるものとする。 (略)</p>	
<p>一般 P70</p>			

頁	旧	新	備考
<p>一般 P94</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b> (略) <b>第6節 避難所運営計画</b> (略) (2) 避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告 イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内 ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握 オ 避難行動要支援者への配慮 カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 キ <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施 (略) ツ 被災地において<b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b> (略) <b>第6節 避難所運営計画</b> (略) (2) 避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告 イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内 ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握 オ 避難行動要支援者への配慮 カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施 キ <b>削除</b>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施 (略) ツ 被災地において<b>削除</b>感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p>	
<p>原子力 P50</p>	<p><b>原子力対策編（1ヶ所）</b> (略) <b>第3章 緊急事態応急対策</b> (略) <b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b> (略) 9 <b>新型コロナウイルス感染症を含む</b>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	<p><b>原子力対策編（1ヶ所）</b> (略) <b>第3章 緊急事態応急対策</b> (略) <b>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</b> (略) 9 <b>削除</b>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>	

頁	旧	新	備考																
地震 P148	<p>初動時および支援救護所について</p> <p>地震対策編</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の活動等</p> <p>(1) 初動時救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所（初動時救護所5箇所）を設置し、医療救護活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="278 808 1299 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動時救護所</td> <td>東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>初動時救護所は次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者に検温を実施し、発熱者と非発熱者に区分</li> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・軽症患者の処置。</li> <li>・重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配</li> <li>・死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(2) 支援救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、または必要に応じて支援救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="278 1493 1308 1614"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援救護所</td> <td>千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>「(1) 初動時救護所 イ 活動」に準ずる</p>	区分	設置場所	初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校	区分	設置場所	支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）	<p>初動時および支援救護所について</p> <p>地震対策編</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の活動等</p> <p>(1) 初動時救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所（初動時救護所4箇所）を設置し、医療救護活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1403 808 2424 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動時救護所</td> <td>東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>初動時救護所は次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者に検温を実施し、発熱者と非発熱者に区分</li> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・軽症患者の処置。</li> <li>・重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配</li> <li>・死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(2) 支援救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、または必要に応じて支援救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1403 1493 2433 1614"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援救護所</td> <td>千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>「(1) 初動時救護所 イ 活動」に準ずる</p>	区分	設置場所	初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）	区分	設置場所	支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校	<p>「掛川市医療救護計画」の見直しを踏まえた修正</p>
区分	設置場所																		
初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校																		
区分	設置場所																		
支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）																		
区分	設置場所																		
初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）																		
区分	設置場所																		
支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校																		
地震 P149	<p>初動時および支援救護所について</p> <p>地震対策編</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の活動等</p> <p>(1) 初動時救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所（初動時救護所5箇所）を設置し、医療救護活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="278 808 1299 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動時救護所</td> <td>東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>初動時救護所は次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者に検温を実施し、発熱者と非発熱者に区分</li> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・軽症患者の処置。</li> <li>・重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配</li> <li>・死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(2) 支援救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、または必要に応じて支援救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="278 1493 1308 1614"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援救護所</td> <td>千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>「(1) 初動時救護所 イ 活動」に準ずる</p>	区分	設置場所	初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校	区分	設置場所	支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）	<p>初動時および支援救護所について</p> <p>地震対策編</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>3 初動時救護所及び支援救護所、救護病院の活動等</p> <p>(1) 初動時救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所（初動時救護所4箇所）を設置し、医療救護活動を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1403 808 2424 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初動時救護所</td> <td>東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>初動時救護所は次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所者に検温を実施し、発熱者と非発熱者に区分</li> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・軽症患者の処置。</li> <li>・重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配</li> <li>・死亡の確認及び遺体搬送の手配</li> <li>・医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>(2) 支援救護所</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、初動時救護所が建物の損壊等で開設できない場合、または必要に応じて支援救護所を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1403 1493 2433 1614"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援救護所</td> <td>千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 活動</p> <p>「(1) 初動時救護所 イ 活動」に準ずる</p>	区分	設置場所	初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）	区分	設置場所	支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校	<p>「掛川市医療救護計画」の見直しを踏まえた修正</p>
区分	設置場所																		
初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、大東保健センター、大須賀中学校																		
区分	設置場所																		
支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、南体育館（しーすぽ）																		
区分	設置場所																		
初動時救護所	東中、西中、桜が丘中、南体育館（しーすぽ）																		
区分	設置場所																		
支援救護所	千浜農村環境改善センター、掛川東病院、大東保健センター、大須賀中学校																		